

営業用はかりの定期検査

とき・ところ 7月22日(月)・スポーツセンター 7月24日(水)・市民会館展示室 7月25日(木)・市民会館展示室 7月29日(月)・谷戸公民館1階ロビー 7月30日(火)・シルバー人材センター東伏見作業所1階ロビー

時間は、いずれも午前10時～午後3時30分(正午～午後1時を除く)

対象 ひょう量が25キログラム以下の機械式はかり電気式および、ひょう量が25キログラムを超える機械式はかりは所在場所で検査します

検査料 500円(千円程度)(機種による)

次に該当する方は、産業振興課へご連絡ください。一昨年の定期検査を受けていない方、今回初めて定期検査を受ける方、一昨年の定期検査後、機種を変更した方

計量士による検査を受けている方は除きます。産業振興課(☎内線1442)

粗大ごみ申し込み専用電話を設置しました

7月1日から粗大ごみ申込方法を変更しました。粗大ごみの処理を申し込む場合は、左記へ電話してください。

☎0424・21・5411(ダイヤルイン)

西東京市運搬業者代表 (有)武蔵野清運(☎61・4383)

平成13年4月1日から家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化)が施行されています。

家電4品目を処分する場合には、次のようにしてください。

家電4品目を買った家電販売店か、買い替えをする家電販売店に、引き取りを依頼してください。

購入した家電販売店が遠方の場合や購入した販売店がわからない場合、または、廃棄だけの場合は、左記へ連絡してください。

生ごみの水切りにご協力を

生ごみの約50%は水分といわれています。市販の水切り袋を利用して、十分に水切りをしてから出す等、生ごみの減量にご協力ください。

エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫は粗大ごみ収集品目ではありません

(☎内線2221・2223)

姉妹都市下郷町・須玉町の特産品を味わってみませんか

姉妹都市観光物産展を開催します。福島県下郷町・山梨県須玉町が、こんにやく・しいたけ・じゅっちゃんみそ等の特産品を販売します。

ぜひ、お越しください。

とき 7月21日(日)午前10時～午後4時

ところ アスタセンターコート 2階(田無駅前)

産業振興課(☎内線1442)



消費生活相談Q&A エステと補正下着

Q 3か月前に街を歩いていて「アンケートを」と声をかけられ、サロンに案内され痩身エステを契約してしまいました。エステに通ううちに、「さらに効果をあげるため」と、補正下着セットの契約もしました。下着は一部使用しましたが、よく考えると80万円もの高額な支払いは大変なので解約できるとは思っていますか?

A エステの契約は、特定商取引法(特商法、旧訪問販売法)で契約の途中でも解約することができると定められています。この相談者の場合は、3か月前の契約で、エステも5回通っていますので、受けた回数分と違約金として、契約残金の10割が2万円の安い方のどちらかを支払って解約ができます。補正下着の契約もしていますが、こちらでも使用した分は買い取り、未使用のものは解約することができます。

また、この場合はキャンセル

Q チェールズで契約をしていますが、店舗に向いて契約をしたときも同法律が適用されます。エステティックサービス(エステ)、英会話教室、学習塾、家庭教師の4業種は、実際にやってみないとわからないことから、「特定継続的役務」として規制されています。これらは契約をしてから8日間以内であればクーリング・オフができます。その期間が過ぎてても、役務提供を受けていない部分について中途解約が認められています。

化粧品や教材等、役務に関連する商品を契約した場合も一緒に解約ができます。また中途解約で負担する違約金の上限も定められています。

詳しくは消費生活相談室へお問い合わせください。

田無庁舎生活文化課内消費生活相談室(☎内線1431)、消費者センター消費生活相談室(☎25・4040)

無料市民相談

内容	日時	場所	問合せ
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	(田) (保)	田無庁舎の相談(庁舎2階市民相談室)・保谷庁舎の相談(庁舎1階市民相談室)・☎64・1311内線2115 1432
法律相談(予約制)	7月19日・25日、8月1日・2日 午前9時～正午	(田)	
	7月23日・24日、8月6日 午後1時30分～4時30分 23日は女性弁護士による相談	(保)	
人権・身の上相談(予約制)	7月25日、8月2日 午前9時～正午	(田)	
人権・身の上相談	7月22日、8月12日 午後1時30分～4時30分	(保)	
税務相談(予約制)	7月25日 午後1時～4時	(田)	
	8月1日 午後1時30分～4時30分	(保)	
不動産相談(予約制)	7月18日、8月1日 午後1時～4時	(田)	
	8月8日 午後1時30分～4時30分	(保)	
登記相談	8月2日 午後1時～4時	(田)	
	7月19日 午後1時30分～4時30分	(保)	
表示登記相談	8月8日 午後1時～4時	(田)	
	7月25日 午後1時30分～4時30分	(保)	
交通事故相談(予約制)	7月24日、8月7日 午後1時～4時	(田)	
	7月17日、8月14日 午後1時30分～4時30分	(保)	
年金・労災・失業保険 人事管理一般相談	8月14日 午後1時～4時	(田)	
行政相談	7月19日 午後1時～4時	(田)	
	8月1日 午後1時30分～4時30分	(保)	
行政手続き相談 (必要な書類の作成)	8月7日 午後1時～4時 刑事問題・入管ビザ申請手続き	(田)	

内容	日時	場所	問合せ
消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前10時～午後4時	田無庁舎2階生活文化課 (☎64-1311内線1431)	消費生活相談室 (☎25-4040)
		消費者センター	
求職・求人相談 (ハローワーク)	7月18日 午後1時～4時 7月25日 午後1時～4時	田無庁舎2階会議室	田無庁舎市民相談室 (☎64-1311内線1432)
		保谷庁舎4階会議室	保谷庁舎市民相談室 (☎64-1311内線2115)
高齢者就業相談 (武蔵野高齢者就業相談所) 0422-53-4545	7月18日 午後1時～4時 7月25日 午後1時～4時	田無庁舎2階会議室	田無庁舎市民相談室 (☎64-1311内線1432)
		保谷庁舎4階会議室	保谷庁舎市民相談室 (☎64-1311内線2115)
住宅増改築相談	8月2日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階 展示コーナー	消費者センター (☎25-4141)
		保谷庁舎1階ロビー	
動物相談	7月17日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階 展示コーナー	環境保全課 (☎64-1311内線2212)
		保谷庁舎1階ロビー	
児童相談	毎週月曜日午前9時～正午	田無庁舎1階子育て支援課 (☎64-1311内線1521、1522)	事前連絡が必要です
母子相談 (ひとり親相談)	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課 (☎64-1311内線2351) 事前連絡をしてください	
		保谷保健福祉総合センター第1相談室 田無庁舎1階障害福祉課第1相談室 (☎64-1311内線1561、2346)	
身体障害者相談	8月14日 午後1時～3時	保谷庁舎4階 田無庁舎5階 (予約のみ)	
知的障害者相談	7月16日 午後1時～3時		
教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後4時30分	教育相談課 (☎64-1311内線2641) 電話相談(☎25-4972)	
電話医療相談 (田無医師会)	7月16日内科・23日整形外科・30日内科 午後1時30分～2時30分	(☎63-1100) (FAX62-2094)	
電話歯科相談 (田無歯科医師会)	8月9日 午後0時30分～1時30分	(☎66-2033)	

▶予約方法 予約制の相談...電話、または来庁にて受け付けます。相談を希望する庁舎の市民相談室に申し込んでください。事前予約の必要のない相談は、相談開始時間から相談会場にて受け付けます。